

容器包装プラスチックの再商品化に係る
連携事業者募集要項

令和 7 年 1 月

津市

環境部環境政策課

◆連携内容に関する事項

本市では、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラ法」という。)が施行されたことに伴い、家庭から排出された「製品プラスチック(本市のごみ分別ではその他プラスチック)」の再商品化をプラ法第33条の大臣認定に基づいて再商品化を行い、プラスチックの資源循環の取組を進めています。

そして、より一層の促進を目的として、現在、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協」という。)の分別基準を満たすために、中間処理の手選別工程において、分別基準不適合物として除去された、汚れなどが付着した容器包装プラスチック(以下「汚れ容プラ」という。)の再商品化の実施に向け、本市と連携する事業者(以下「連携事業者」という。)を募集します。

1. 連携の背景・目的

(1)プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について

本市では、現在、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容リ法」という。)に基づき、容器包装プラスチックの分別収集を行い、中間処理後、容リ協へ引渡しを行っていますが、今後は、中間処理において、容器包装プラスチック以外の異物(禁忌品など)のみ除去を行い、圧縮梱包したベールを、分別収集物として引き渡し、事業者において再商品化を行っていただきます。

(汚れ容プラが混合されたベールの引き渡しとなります。)

(2)事業者との連携について

容器包装プラスチックの再商品化にあたっては、プラ法第33条の大臣認定を活用するため、本市と連携して再商品化計画を作成し、本市が国に申請を行い、認定を受ける必要があります。

そのため、再商品化計画の作成及び国への認定申請並びに認定された再商品化計画に基づいて再商品化を行っていただきます。

2. 連携の方法

本市と連携事業者との間で、「再商品化実施に係る連携協定書」を締結し、両者がそれぞれの役割を適切に遂行することによって実施するものとします。

3. それぞれの役割

(1)本市の役割

【再商品化計画の認定前】

- ・連携事業者と協力して、再商品化計画の作成を行う。
- ・作成した再商品化計画を国に申請を行う。

【再商品化計画の認定後】

- ・連携協定書に基づき連携事業者と業務委託契約（3年間の長期継続契約）を締結する。
- ・業務委託契約を締結した連携事業者（以下「受注者」という。）が、再商品化計画に従って再商品化が実施しているかを確認し、環境省が作成する「プラスチックに係る資源循環等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（以下「認定申請の手引き」という。）に基づき、再商品化計画の進捗管理・国への報告等を行う。
- ・容器包装プラスチックの再商品化に係る費用の内、特定事業者負担以外の費用を支払う。（小規模事業者分のみ支払う。）

(2)連携事業者の役割

【再商品化計画の認定前】

- ・本市の再商品化計画の作成に協力する。

【再商品化計画の認定後】

- ・連携協定書に基づき本市と業務委託契約（3年間の長期継続契約）を締結する。
- ・再商品化計画に従って再商品化を行い、認定申請の手引きに基づき、分別収集物の品質調査及び再商品化処理に係る操業管理、生産管理日報の作成・報告等を行う。
- ・本市が実施する再商品化製品の品質調査に協力する。
- ・その他、本市が必要とする報告業務等について本市に協力する。

4. 連携協定の期間

協定締結日から再商品化計画認定後に締結する業務委託契約締結日の前日までとします。ただし、国から再商品化計画の認定を受けることが出来なかった場合は、その時点で連携協定は終了するものとします。

5. 費用及び特記事項

- ・それぞれの役割に係る費用は各自の負担とします。
- ・連携事業者においては、認定を受けるために設備投資等を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがありますので、十分ご注意ください。
- ・不測の事態に備え、複数の事業者と連携を行うことを予定しています。

◆連携事業者の選定に関する事項

1. 選定方法

提出書類の審査及びヒアリングの実施により連携する事業者を選定します。

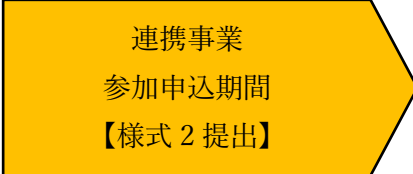
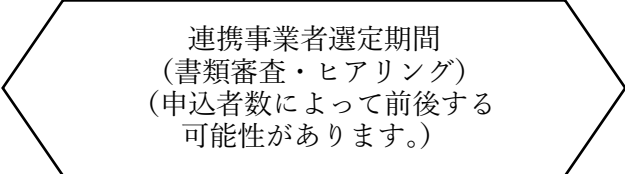
2. 参加資格

- ・令和4年度から令和7年度までに容リ協のプラスチック製容器包装又は分別収集物再生処理事業者（材料リサイクル）に登録していること。
- ・地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- ・津市競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ・再商品化計画の認定基準を満たすため、材料リサイクルにおける収率及び、再商品化製品の品質基準を満たせること。
- ・再商品化に係る受託単価が、60,700円/t（税抜）（容リ協の過去2年間における本市の容器包装プラスチックの落札単価の加重平均）以下であること。
- ・3か年の合計受託量可能量が4,500t以上であること。
- ・指定保管場所で保管するべールを施設稼働日（土日年末年始を除く年間258日程度稼働）に、30個程度を引き取り可能であること。
- ・プラ法第33条第3項第4号イ～へに該当していないこと。

3. 連携協定までのスケジュール

1月

13日	20日	～	21日	24日	27日	31日
べール事前確認・引取申込受付期間【様式1提出】						
	べール事前確認・引取実施期間（申込内容に応じて日程調整）					
					連携事業 参加申込期間 【様式2提出】	
質問受付期間【様式3提出】				回答公表		

1 日	6 日	7 日	10 日	～	28 日
					
					

上旬	中旬	下旬
決定・不決定 通知書の送付	連携事業者と協定締結 ⇒再商品化計画の作成（6月末まで）	

下記の書類を提出期限までに、送付してください。

ベール事前確認・引き取り希望申込

- 連携事業参加申込

- ※分別収集物の受け入れから再商品化製品の製造までの工程説明（※特に汚れを除去するための工程）や、再商品化製品利用事業者によって製造される製品については必ず記載してください。

※認定申請の手引きを参考に各工程における物質収支を作成してください。

※工程表作成にあたり、分別収集物に含まれる異物量は 5.0%としてください。

- ・再商品化製品利用事業者において製造を予定している製品の写真
- ・過去の容器包装プラスチックの再商品化処理の実績（任意様式）

4

実績等を記載・添付してください。

(2)提出期限

- ・ベール事前確認申込書【様式1】：令和7年1月27日 15時00分まで
- ・連携事業参加申込書【様式2】：令和7年2月7日 15時00分まで

(3)提出先

郵送またはメールにて送付してください。送付後に必ず到着の確認をお願いします。

メールでの送付については、容量の都合で届かない場合があります。

三重県津市西丸之内23番1号

津市役所環境部環境政策課資源循環推進担当

TEL 059-229-3258

E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

(4)ベール事前確認及び汚れ容プラの引き取りについて

- ・参加申込を行うにあたり、指定保管場所で今後引き渡しを想定しているベールの事前確認を実施していただく事が可能です。
- ・ベール化したものの引き取りは出来ませんが、現在不適合物として、手選別で除去されたもの（ばら状態）の引き取りは可能です。
※汚れ容プラの他にゴミ収集袋や容器包装プラスチック以外のものも含まれます。
※リチウムイオン電池等の禁忌品は含みません。
- ・連携事業参加申込を行うにあたり、収率や再商品化製品の品質調査等に利用してください。
- ・汚れ容プラの引き取り及び調査にあたって発生する、運搬や処理費用は全て事業者負担となります。

(5)汚れ容プラの引き取り方法

- ・引き取りにあたっては、塵芥車を混入物貯留排出装置前で待機していただき、塵芥車へ自動で投入を行います。（1tの積込に約60分程度要します。）
- ・中間処理施設への搬入から搬出までは、係員の指示に従っていただきます。
- ・引き取りを希望する場合は、申込時に引き取り車両の車検証及び写真（前・横・後）を添付してください。

5. 質問の受付・回答

(1)質問書類

様式3「連携事業に係る質問書」又は任意の様式

(2)提出期限

令和7年1月21日 15時00分まで

(3)提出先

郵送またはメールにて送付してください。送付後に必ず到着の確認をお願いします。

三重県津市西丸之内 23 番 1 号
津市役所環境部環境政策課資源循環推進担当
TEL 059-229-3258
E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

(4)回答に対する注意事項

- ・受け付けた質問に対する回答は個別に行いません。
- ・回答の公表に際し、質問を行った事業者名の公表は行いません。
- ・本要項及び本連携事業に関係のない質問に対しては回答しません。
- ・質問書に対する回答内容は、本要項の補完・修正事項となります。

6. 連携事業者選定方法

連携事業者の選定は、参加申込書類及びヒアリング調査※2 によって、本市と連携して再商品化計画の作成が可能であるか下記のとおり選定します。

書類審査及びヒアリング調査の結果、本市が適当と判断した事業者は、本市と連携協定を締結していただきます。(不適合と判断した事業者には、その旨及び理由を書面にてお知らせいたします。)

(1)主な審査内容

参加申込書に記載された「受託単価」が安価な者から順に連携の候補者としませんが、②～⑤が他事業者より、特に優れていると判断できる場合は、この限りではありません。

①分別収集物の引取から再商品化製造に係る費用が抑制されているか。
・受託単価が 60,700 円/t 以下であるか。 ・受託単価の構成が妥当であるか。
②再商品化に係る品質基準を十分に満たすことが見込まれているか。
・収率が 45%以上であるか。 ・再商品化製品の品質基準（水分・塩素分・主成分）が規定以上であるか。 ・品質向上のための措置を講じているか。
③分別収集物の安定的な処理を行うことが可能であるか。
・処理工程において、異物や禁忌品の除去が設けられているか。 ・処理工程において、火災防止措置等が設けられているか。
④再商品化処理工程全体で温室効果ガスの排出が抑制されているか。
・温室効果ガス排出の少ない運搬方法や処理方法が採用されているか。 ・再商品化処理工程で発生した残渣の処理において、温室効果ガスの発生抑制が図られているか。
⑤再商品化に係る処理が合理的になされているか。
・再商品化工程の中に、同一の目的となる作業が重複していなか。

※禁忌品の除去は除く。

(2)ヒアリング調査

提出された参加申込書類を基に、ヒアリング調査が必要と判断した事業者に対してのみ実施します。

- ・ 日時：別途対象事業者にのみ通知
- ・ 場所：津市リサイクルセンター内会議室（予定）

※1 詳細については、申込書提出後に対象事業者にのみ通知します。

※2 参加申込書類審査において、連携事業者として不適合と判断した事業者に対しては、ヒアリング調査を実施しませんので、予めご了承ください。

(3)連携事業者数

不測の事態に備え、分別収集物の安定処理を継続させるため、協定を締結する連携事業者は原則２者（１番及び２番）とします。

ただし、連携事業者の選定後、再商品化計画の作成及び認定が出来ないと判断した場合は、次候補者（３番目以降と順に）と速やかに再商品化計画作成に向けた協議を行います。

7. 特記事項

- ・ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、申込事業者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、個人情報のほか、津市情報公開条例第７条各号に掲げる場合を除き、情報公開の対象となります。
- ・ 提出された書類は、選定以外の目的で申込事業者に無断で使用はしません。（ただし、上記情報公開の場合を除く。）
- ・ 提出期限後の提出及び差し替えは認めません。
※選定にあたり、本市から追加書類を求める場合があります。
- ・ 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、参加申込を無効とします。

◆再商品化に係る業務概要

1. 業務内容

現在容リ協に引き渡している容器包装プラスチック（分別基準適合物）及び手選別工程において除去していた汚れ容プラ（禁忌品等は除く）を混合でベール化したもの（年間想定排出量：3,000t）を、受注者処理施設において、再商品化（材料リサイクル）を行う。

再商品化の実施状況を把握するための必要な措置として、分別収集物の品質調査（組成調査）の実施及び再商品化の品質調査への協力を行う。

2. 引き渡し予定数量

受注者が2者を想定していることから、各事業者からの参加申込書に記載されている受託可能量を基に、各事業者への引渡量を下表のとおりとする。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
受注者A（1番）	X t/年	Y t/年	Z t/年
受注者B（2番）	3,000－X t/年	3,000－Y t/年	3,000－Z t/年

※X、Y、Zの最大量は想定排出量の50%（1,500t/年）とします

※国との認定申請にあたる事前協議において、想定排出量の変更がある場合は、当初の引き渡し予定数量の割合で変更を行うこととする。

3. 引き渡し方法

中間処理施設内の指定保管場所において保管するベールを、上表の引渡量の割合となるよう調整し、各業者へ引き渡しを行います。

(1)ベール規格

寸法：1m×1m×1m

重量：250kg/個 程度

状態：圧縮梱包（ラップフィルム及びPPバンド）

(2)予定引き渡し頻度

引渡日（中間処理施設稼働日）：258日程度

1日当たりのベール製造個数：46個（上表の引渡量の割合となるように調整）

【3,000t/年／（250kg/個×258日/年）＝46個/日】

ただし、指定保管所で保管可能な範囲内において引渡日を調整することは可能です。

(3)ベールの引取方法

上記(1)～(2)において、受注者又は受注者が委託する運搬業者において引き取りを行うものとする。

指定保管場所での積み込みにあたっては、本市の中間処理施設維持管理委託業者が自社で所有する車両を用いて行うことを基本とする。

4. 再商品化方法

(1)処理及び保管

- ・全ての工程において、他市町村や民間事業者から受け入れた廃棄物と混同することがないように処理、保管、生産管理等を行うこととする。
- ・認定された再商品化計画の物質収支に沿って再商品化（材料リサイクル）を行うこととする。
- ・認定申請の手引きに基づく収率基準及び再商品化製品の品質基準を満たすこととする。

(2)残渣及び異物の処理

- ・受注者の中間処理工程において発生した残渣やベールに混入していた異物は、受注者の産業廃棄物として適正に処分を行うこととする。
- ・中間処理を著しく阻害するものが含まれていた場合は、報告書等により、本市へ報告を行い、本市は改善を行うこととする。

5. その他

(1)現地確認

分別収集物の再商品化が適正に実施されていることを確認するために、本市が年に複数回行う現地確認に立ち会うこととする。

(2)品質検査

①分別収集物の品質調査（組成調査）

本市及び容リ協立合いのもと、受注者は本市から引き受けた分別収集物の品質調査を実施するものとする。

なお、調査に使用するサンプル抽出については、認定申請の手引きに従うこととする。

②再商品化製品の品質調査

本市が行う再商品化製品の品質調査に協力するものとする。

調査の実施にあたっては、認定申請の手引き及び容リ協が定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」に従うものとする。

なお、本市が実施する品質調査に加え、受注者は日々品質調査・管理を実施する必要がある。

(3)操業管理及び帳簿の作成等

認定申請の手引きに基づき、受注者は再商品化処理における物質収支及び処理施設の稼働時間の管理を行うこととする。

また、物質収支や稼働時間等を生産管理日報及び月報にまとめ、必要に応じて発注者に報告することとする。

(4)収率の計算方法

認定申請の手引きに定める計算式において、収率を算出する。

ただし、本市の再商品化計画において、汚れ容プラを分別収集物とすることから、汚れ容プラは異物とならないが、手選別工程で除去されず混入した、容器包装プラスチック以外のプラスチック使用廃棄物やごみ収集袋は異物となる。

$$\text{収率} = \frac{\text{再商品化製品製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100\% \geq 45\%$$

(5)再商品化費用の支払い方法

再商品化に係る費用の内、本市は小規模事業者負担分を各事業者に支払い、特定事業者負担分（小規模事業者負担分以外）は、容リ協より支払われるものとする。

なお、再商品化計画が認定後、再商品化費用支払い等のために、本市及び容リ協と3者契約を締結することとする。

(6)プラスチック資源循環の促進に向けたサンプル供給

本市では、「津市地域脱炭素宣言」を目標として、ごみ処理について、より環境負荷の少ない処理方法の検討をしています。

プラスチックの資源循環については、技術の進歩が著しい中、将来的なごみ処理の検討を行うため、受注者とは別の事業者に対して分別収集物の引き渡しを行う可能性があります。

なお、引き渡し数量に関しては、各受注者への予定引き渡し数量に支障のない範囲で行います。